

# 特定非営利活動法人 Win-Win

## 定款

### 特定非営利活動法人 Win-Win 定款

#### 第1章 総則

##### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Win-Win という。

##### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府羽曳野市郡戸300-56に置く。

##### (目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、青少年の健全な育成をはかる。子育てに関わる全ての人達が手を繋ぎ明るい社会を創りだしていけるような活動をおこなっていく。

##### (特定非営利活動の種類)

第4章 この法人は、次の種類の活動を行う。

- (1) 青少年の健全育成を図る活動
- (2) 語学教育の推進
- (3) 研究会・講演会等の開催
- (4) 地場の活性化及び付随する活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

##### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 居場所づくり
- (2) 異文化交流事業
- (3) 子育てなどについての座談会の開催
- (4) 地域における交流活動
- (5) その他

#### 第2章

##### (会員の種類)

第6章 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動報（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した 個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した、賛助の意志を持つ個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項の申し込があったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会及び回避)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申出があったとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、規約に違反したとき
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、または秩序を乱す行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
  - (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1～3名を副代表理事とする。
  - 3 理事及び監事は、総会において選任する。
  - 4 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
  - 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。
  - 6 役員のうちにはそれぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
  - 7 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

(役員の仕事)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 役員は～報酬を与えることができる。前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(役員の仕事)

第15条 役員の仕事は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員の仕事は、それぞれの前任者又は現認者の仕事の残存期間とする。

- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 3 役員は、再任されることができる。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 4 章 総会

(総会の種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 20 条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属先
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) その他、運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 4 号に基づき監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において出席した個人正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等のものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の個人正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の総数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面または電磁的方法による表決者及び表決委任者の場合にあつてはその旨を付記すること。
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

議事録には、議長及び出席した個人正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2名が記名、押印または署名しなければならない。

## 第5章 理事会

### (理事会の構成)

第29条 理事会は理事をもって構成する。

### (理事会の機能)

第30条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

### (理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集があったとき

### (理事会の招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

### (理事会の定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

### (理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (理事会における表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したも

のとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 名が記名押印または署名しなければならない。

## 第 6 章 資産および会計等

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、代表理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計のみとする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

(予備費)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び是正)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は是正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、国に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、議会において正会員の総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に記載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、団体HPまたは内閣府NPOポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

## 第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雑則

(施行細則)

第57条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

## 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は別紙の通りとする。
- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。入会金 0 円
  - (1) 正会員（個人）

年会費	3 0 0 0 円	入会金 0 円
-----	-----------	---------
  - (2) 正会員（団体）

年会費	3 0 0 0 0 円	入会金 0 円
-----	-------------	---------
  - (3) 賛助会員（個人及び団体）

年会費	一口 5 0 0 0 円（一口以上）	入会金 0 円
-----	--------------------	---------

これは、当法人の定款である。

大阪府羽曳野市郡戸 3 0 0 - 5 6

特別非営利活動法人 Win-Win

理事 ダルビッシュセファット 郁代